

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年4月18日
【計算期間】	第6期中（自 2023年7月21日 至 2024年1月20日）
【ファンド名】	マニユライフ・米国銀行株式ファンド（資産成長型）
【発行者名】	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山本 真一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワー N館
【事務連絡者氏名】	谷澤 儀彦
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワー N館
【電話番号】	03-6267-1955
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【ファンドの運用状況】

以下は当ファンドの2024年1月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率は、小数第3位を切り捨てているため、当該比率の合計が合わない場合があります。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	10,144,860,494	100.04
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△4,740,748	△0.04
合計(純資産総額)	—	10,140,119,746	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（参考）マニユライフ・米国銀行株式マザーファンド

（1）投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	23,450,439,172	94.79
	プエルトリコ	464,909,281	1.87
	小計	23,915,348,453	96.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	823,664,251	3.32
合計（純資産総額）	—	24,739,012,704	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2024年1月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	年月日	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(2019年 7月22日)	1,749,785,794	1,749,785,794	0.8694	0.8694
第2期	(2020年 7月20日)	1,072,882,354	1,072,882,354	0.6140	0.6140
第3期	(2021年 7月20日)	11,555,433,862	11,555,433,862	1.0329	1.0329
第4期	(2022年 7月20日)	20,980,678,105	20,980,678,105	1.3213	1.3213
第5期	(2023年 7月20日)	12,631,734,013	12,631,734,013	1.1523	1.1523
	2023年 1月末日	12,830,813,490	—	1.2776	—
	2023年 2月末日	12,552,722,539	—	1.3519	—
	2023年 3月末日	9,726,616,537	—	1.0338	—
	2023年 4月末日	9,483,030,093	—	0.9893	—
	2023年 5月末日	9,525,402,626	—	0.9938	—
	2023年 6月末日	11,336,720,232	—	1.0712	—
	2023年 7月末日	13,344,254,492	—	1.2040	—
	2023年 8月末日	12,291,897,270	—	1.1449	—
	2023年 9月末日	11,367,622,263	—	1.1104	—
	2023年10月末日	10,649,225,570	—	1.0686	—
	2023年11月末日	10,951,346,765	—	1.1866	—
	2023年12月末日	10,517,172,738	—	1.3488	—
	2024年 1月末日	10,140,119,746	—	1.3711	—

② 【分配の推移】

	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	自 2018年 7月 9日 至 2019年 7月22日	0.0000
第2期	自 2019年 7月23日 至 2020年 7月20日	0.0000
第3期	自 2020年 7月21日 至 2021年 7月20日	0.0000
第4期	自 2021年 7月21日 至 2022年 7月20日	0.0000
第5期	自 2022年 7月21日 至 2023年 7月20日	0.0000

③【収益率の推移】

	計算期間	収益率(%)
第1期	自 2018年 7月 9日 至 2019年 7月22日	△13.1
第2期	自 2019年 7月23日 至 2020年 7月20日	△29.4
第3期	自 2020年 7月21日 至 2021年 7月20日	68.2
第4期	自 2021年 7月21日 至 2022年 7月20日	27.9
第5期	自 2022年 7月21日 至 2023年 7月20日	△12.8
第6期中	自 2023年 7月21日 至 2024年 1月20日	13.7

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自 2018年 7月 9日 至 2019年 7月22日	3,114,616,953	1,101,994,371	2,012,622,582
第2期	自 2019年 7月23日 至 2020年 7月20日	1,172,041,570	1,437,311,413	1,747,352,739
第3期	自 2020年 7月21日 至 2021年 7月20日	11,707,148,073	2,267,188,577	11,187,312,235
第4期	自 2021年 7月21日 至 2022年 7月20日	13,458,933,251	8,767,177,836	15,879,067,650
第5期	自 2022年 7月21日 至 2023年 7月20日	3,659,306,272	8,576,620,247	10,961,753,675
第6期中	自 2023年 7月21日 至 2024年 1月20日	721,428,592	4,104,690,440	7,578,491,827

（注1）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（注2）第1期の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

3 【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2023年7月21日から2024年1月20日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【マニュライフ・米国銀行株式ファンド（資産成長型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間 (2023年 7月20日現在)	当中間計算期間 (2024年 1月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	12,631,734,013	10,038,888,613
未収入金	144,060,948	66,710,331
流動資産合計	12,775,794,961	10,105,598,944
資産合計	12,775,794,961	10,105,598,944
負債の部		
流動負債		
未払解約金	42,663,077	66,710,331
未払受託者報酬	2,353,933	2,548,690
未払委託者報酬	97,688,248	105,770,599
その他未払費用	1,355,690	1,391,349
流動負債合計	144,060,948	176,420,969
負債合計	144,060,948	176,420,969
純資産の部		
元本等		
元本	10,961,753,675	7,578,491,827
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,669,980,338	2,350,686,148
（分配準備積立金）	1,009,046,602	657,380,181
元本等合計	12,631,734,013	9,929,177,975
純資産合計	12,631,734,013	9,929,177,975
負債純資産合計	12,775,794,961	10,105,598,944

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自 2022年 7月21日 至 2023年 1月20日	当中間計算期間 自 2023年 7月21日 至 2024年 1月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	△338,184,680	1,537,161,853
営業収益合計	△338,184,680	1,537,161,853
営業費用		
受託者報酬	3,944,618	2,548,690
委託者報酬	163,701,553	105,770,599
その他費用	1,860,240	1,391,349
営業費用合計	169,506,411	109,710,638
営業利益又は営業損失（△）	△507,691,091	1,427,451,215
経常利益又は経常損失（△）	△507,691,091	1,427,451,215
中間純利益又は中間純損失（△）	△507,691,091	1,427,451,215
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	443,728,600	249,385,158
期首剰余金又は期首欠損金（△）	5,101,610,455	1,669,980,338
剰余金増加額又は欠損金減少額	118,260,034	129,150,761
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	118,260,034	129,150,761
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,937,389,603	626,511,008
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,937,389,603	626,511,008
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	2,331,061,195	2,350,686,148

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	該当事項はありません。

(中間貸借対照表に関する注記)

項 目	前計算期間 2023年 7月20日現在	当中間計算期間 2024年 1月20日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	15,879,067,650円	10,961,753,675円
期中追加設定元本額	3,659,306,272円	721,428,592円
期中一部解約元本額	8,576,620,247円	4,104,690,440円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	10,961,753,675口	7,578,491,827口
3. 中間計算期間末日における1口当たり純資産額	1.1523円	1.3102円
中間計算期間末日における1万口当たり純資産額	11,523円	13,102円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	前中間計算期間 自 2022年 7月21日 至 2023年 1月20日	当中間計算期間 自 2023年 7月21日 至 2024年 1月20日
投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率 0.43%以内の額	純資産総額に対して年率 0.43%以内の額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	前計算期間 2023年 7月20日現在	当中間計算期間 2024年 1月20日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませ	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているため、その差額はありませ
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「マニユライフ・米国銀行株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。以下に記載した情報は監査の対象外であります。

マニユライフ・米国銀行株式マザーファンド

（１）貸借対照表

（単位：円）

	(2023年 7月20日現在)	(2024年 1月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	294,145,542	212,882,825
金銭信託	801,758,543	814,804,749
株式	29,019,061,926	23,688,906,190
未収入金	271,033,883	148,189,999
未収配当金	19,825,315	19,483,615
流動資産合計	30,405,825,209	24,884,267,378
資産合計	30,405,825,209	24,884,267,378
負債の部		
流動負債		
未払金	256,858,596	168,032,756
未払解約金	248,293,725	274,033,250
その他未払費用	59,610	32,279
流動負債合計	505,211,931	442,098,285
負債合計	505,211,931	442,098,285
純資産の部		
元本等		
元本	16,833,152,572	12,010,688,222
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	13,067,460,706	12,431,480,871
元本等合計	29,900,613,278	24,442,169,093
純資産合計	29,900,613,278	24,442,169,093
負債純資産合計	30,405,825,209	24,884,267,378

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額で評価しております。 (2) 地方債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として本書における開示対象ファンドの期末日におけるわが国の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	2023年 7月20日現在	2024年 1月20日現在
1. 元本の推移		
本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	22,505,025,024円	16,833,152,572円
同期中における追加設定元本額	6,047,209,421円	975,730,679円
同期中における解約元本額	11,719,081,873円	5,798,195,029円
同期末日における元本の内訳		
マニユライフ・米国銀行株式ファンド	9,721,890,953円	7,077,573,424円
マニユライフ・米国銀行株式ファンド（資産成長型）	7,111,261,619円	4,933,114,798円
合計	16,833,152,572円	12,010,688,222円
2. 本書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の受益権の総数	16,833,152,572口	12,010,688,222口
3. 本書における開示対象ファンドの期末日における当該親投資信託の1口当たり純資産額	1.7763円	2.0350円
（1万口当たり純資産額）	17,763円	20,350円

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	2023年 7月20日現在	2024年 1月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

資本金の額 1億4,050万円（2024年1月末現在）

発行可能株式の総数 8,400株

発行済株式総数 1,127株

最近5年間の資本金の額の増減： 該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業の一部を行うことができます。

2024年1月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数（本）	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	18	35,428
追加型株式投資信託	43	631,031
株式投資信託 合計	61	666,459
単位型公社債投資信託	5	21,141
追加型公社債投資信託	-	-
公社債投資信託 合計	5	21,141
総合計	66	687,601

（３）【その他】

① 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに、同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで）の財務諸表及び第20期事業年度に係る中間会計期間（令和 5年 4月 1日から令和 5年 9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		前事業年度 (令和 4年 3月31日現在)			当事業年度 (令和 5年 3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1. 現金・預金			3,289,315			2,355,159	
2. 前払費用			22,928			22,440	
3. 未収運用受託報酬	※ 2		705,950			509,511	
4. 未収投資助言報酬			40,497			61,667	
5. 未収委託者報酬			884,137			841,190	
6. その他未収収益			175,839			42,948	
7. その他流動資産			792			794	
流動資産計			5,119,461	92.9		3,833,712	90.3
II 固定資産							
1. 有形固定資産			41,246			37,664	
(1) 建物	※ 1	27,224			25,456		
(2) 器具備品	※ 1	14,022			12,208		
2. 無形固定資産			8,059			6,861	
(1) ソフトウェア		8,059			6,861		
3. 投資その他の資産			339,705			367,364	
(1) 繰延税金資産		221,737			256,622		
(2) 敷金		117,775			110,552		
(3) 投資有価証券		192			189		
固定資産計			389,012	7.1		411,891	9.7
資産合計			5,508,473	100.0		4,245,603	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 未払金			492,711			440,310	
(1) 未払消費税等		78,962			45,046		
(2) 未払代行手数料		413,573			392,882		
(3) その他未払金		175			2,381		
2. 未払費用	※ 2		448,880			528,691	
3. 未払法人税等			209,689			257,927	
4. 役員賞与引当金			36,882			61,977	
5. 賞与引当金			166,913			204,225	
6. 預り金			39,673			40,067	
7. 前受収益			9,886			9,661	
流動負債計			1,404,637	25.5		1,542,862	36.3
II 固定負債							
1. 役員賞与引当金			14,900			37,295	
2. 賞与引当金			59,876			62,292	
3. 長期前受収益			71,963			53,103	
固定負債計			146,740	2.7		152,691	3.6
負債合計			1,551,378	28.2		1,695,553	39.9
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			140,500	2.6		140,500	3.3
2. 資本剰余金			85,500			85,500	
(1) 資本準備金		85,500		1.6	85,500		2.0
3. 利益剰余金			3,731,100			2,324,056	
(1) その他利益剰余金		3,731,100			2,324,056		
(i) 繰越利益剰余金		3,731,100		67.7	2,324,056		54.7
株主資本計			3,957,100			2,550,056	

Ⅱ 評価・換算差額等 1. その他有価証券評価 差額金 評価・換算差額等計							
			△4			△6	
			△4			△6	
			3,957,095	71.8		2,550,050	60.1
純資産合計			5,508,473	100.0		4,245,603	100.0
負債・純資産合計							

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)			当事業年度 (自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
I 営業収益	※ 1						
1. 運用受託報酬			2,135,993			1,706,392	
2. 投資助言報酬			404,480			346,463	
3. 委託者報酬			2,872,181			3,567,648	
4. その他営業収益			296,538			284,362	
営業収益計			5,709,193	100.0		5,904,867	100.0
II 営業費用							
1. 広告宣伝費			56,874			37,970	
2. 調査費			270,603			291,755	
3. 委託費			1,032,157			1,116,040	
4. 支払手数料			1,100,800			1,454,564	
5. 営業雑経費			26,167			24,142	
営業費用計			2,486,604	43.6		2,924,474	49.5
III 一般管理費	※ 1						
1. 給料			1,944,372			1,711,271	
(1) 役員報酬		199,422			163,217		
(2) 給料・手当		924,803			934,331		
(3) 賞与		548,619			345,317		
(4) 賞与引当金繰入額		122,324			123,607		
(5) 役員賞与引当金繰入額		50,085			33,092		
(6) その他報酬給料		0			9,677		
(7) 福利厚生費		99,116			102,027		
2. 交際費			1,602			7,393	
3. 旅費交通費			1,417			13,185	
4. 租税公課			39,843			35,554	
5. 不動産賃借料			121,608			112,956	
6. 退職給付費用			50,704			46,185	
7. 固定資産減価償却費			6,560			6,940	
8. 業務委託費			18,620			48,701	
9. 諸経費			80,201			77,373	
一般管理費計			2,264,930	39.7		2,059,563	34.9
営業利益			957,659	16.8		920,830	15.6
IV 営業外収益							
1. 受取利息及び配当金			14			13	
2. 雑収入			1			144	
3. 為替差益			—			12,656	
営業外収益計			15	0.0		12,814	0.2
V 営業外費用							
1. 雑損失			32,241			—	
2. 為替差損			12,299			—	
営業外費用計			44,540	0.8		0	0.0
経常利益			913,133	16.0		933,644	15.8
VI 特別損失							
1. 特別退職金			25,011			—	
2. 固定資産除却損			—			—	
特別損失計			25,011	0.4		—	—
税引前当期純利益			888,122	15.6		933,644	15.8
法人税、住民税及び 事業税			265,879	4.7		373,790	6.3
法人税等調整額			64,499	1.1		△34,883	△0.6
当期純利益			557,742	9.8		594,738	10.1

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金					
					繰越利益 剰余金	合計					
当期首残高	140,500	85,500	—	85,500	3,173,357	3,173,357	—	3,399,357	—	—	3,399,357
当期変動額											
当期純利益					557,742	557,742		557,742			557,742
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									△4	△4	△4
当期変動額合計	—	—	—	—	557,742	557,742	—	557,742	△4	△4	557,738
当期末残高	140,500	85,500	—	85,500	3,731,100	3,731,100	—	3,957,100	△4	△4	3,957,095

当事業年度（自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金					
					繰越利益 剰余金	合計					
当期首残高	140,500	85,500	—	85,500	3,731,100	3,731,100	—	3,957,100	△4	△4	3,957,095
当期変動額											
当期純利益					594,738	594,738		594,738			594,738
自己株式の取得							△2,001,781	△2,001,781			△2,001,781
自己株式の消却			△2,001,781	△2,001,781			2,001,781	—			—
利益剰余金から 資本剰余金への 振替			2,001,781	2,001,781	△2,001,781	△2,001,781		—			—
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								—	△1	△1	△1
当期変動額合計	—	—	—	—	△1,407,043	△1,407,043	—	△1,407,043	△1	△1	△1,407,045
当期末残高	140,500	85,500	—	85,500	2,324,056	2,324,056	—	2,550,056	△6	△6	2,550,050

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 12～50年

器具備品 4～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから運用受託報酬、投資助言報酬、委託者報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（2）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。

（3）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（4）成功報酬

成功報酬は、対象となる顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

1. 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (令和 4年 3月31日現在)		当事業年度 (令和 5年 3月31日現在)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 58,903千円	※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 67,143千円
※ 2	関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (千円)	※ 2	関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (千円)
	未収運用受託報酬 92,095		未収運用受託報酬 71,086
	未払費用 56,763		未払費用 48,486

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)		当事業年度 (自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日)	
※ 1	関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。(千円)	※ 1	関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。(千円)
	運用受託報酬 1,078,065		運用受託報酬 865,930
	給料 1,944,372		給料 1,711,271

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,027株	—	—	2,027株

当事業年度（自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,027株	—	900株	1,127株

(注) 変動事由の概要

普通株式の減少の内訳

自己株式の消却

900株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	—	900株	900株	—

(注) 変動事由の概要

自己株式の増加の内訳

自己株式の取得	900株
---------	------

自己株式の減少の内訳

自己株式の消却	900株
---------	------

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は第二種金融商品取引業及び投資運用業、投資助言業並びに投資運用と投資助言のための媒介・代理業を行なっております。これらの業務を行なうために資本金及び営業収益は現金及び預金並びに一部の有価証券として運用しております。なお、現金及び預金の残高は潤沢にあるため、外部からの資金調達には株式の発行、借入ともに予定しておりません。またデリバティブ取引も行なっておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融商品の主たる残高は現金及び預金並びに投資有価証券です。その他の項目は未収及び未払の残高です。営業債権である未収運用受託報酬は、顧客先別に信用リスクを勘案しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、信用リスクはありません。

投資有価証券はファンドへのシードマネーです。今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損や計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されておりますが、リスク管理規程に基づき、毎月時価を把握しリスクをモニタリングしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（令和 4年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	192	192	—

当事業年度（令和 5年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	189	189	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収委託者報酬、(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和 4年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	3,289,315	—
(2) 未収運用受託報酬	705,950	—
(3) 未収投資助言報酬	40,497	—
(4) 未収委託者報酬	884,137	—
(5) その他未収収益	175,839	—
合計	5,095,741	—

当事業年度（令和 5年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,355,159	—
(2) 未収運用受託報酬	509,511	—
(3) 未収投資助言報酬	61,667	—
(4) 未収委託者報酬	841,190	—
(5) その他未収収益	42,948	—
合計	3,810,477	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	189	—	189
資産計	—	189	—	189

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

金融商品の時価について、投資信託は基準価額によっております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（令和 4年 3月31日現在）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託	192	199	△ 6
合計		192	199	△ 6

当事業年度（令和 5年 3月31日現在）

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託	189	199	△ 9
合計		189	199	△ 9

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (令和 4年 3月31日現在)		当事業年度 (令和 5年 3月31日現在)	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
未払費用	137,684	未払費用	160,305
賞与引当金	69,442	賞与引当金	81,608
未払事業税	13,265	未払事業税	13,520
その他	1,344	その他	1,187
繰延税金資産小計	221,737	繰延税金資産小計	256,622
繰延税金資産合計	221,737	繰延税金資産合計	256,622

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (令和 4年 3月31日現在)		当事業年度 (令和 5年 3月31日現在)	
法定実効税率 (調整)	30.62%	法定実効税率 (調整)	30.62%
交際費等永久に損金に算入 されない項目	7.10%	交際費等永久に損金に算入 されない項目	7.29%
住民税均等割	0.26%	住民税均等割	0.02%
その他	△0.78%	その他	△1.63%
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	37.20%	税効果会計適用後の法人税等 の負担率	36.30%

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日) (千円)		当事業年度 (自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日) (千円)	
運用受託報酬	2,135,993	運用受託報酬	1,706,392
投資助言報酬	404,480	投資助言報酬	346,463
委託者報酬	2,382,145	委託者報酬	3,317,648
成功報酬	490,036	成功報酬	250,000
その他営業収益	296,538	その他営業収益	284,362
	<u>5,709,193</u>		<u>5,904,867</u>

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 4 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

（単位：千円）

香港	シンガポール	日本	その他	合計
469,982	125,050	2,137,488	104,490	2,837,012

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬2,872,181千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ生命保険株式会社	1,078,065	資産運用業

（注）委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

（単位：千円）

香港	シンガポール	日本	その他	合計
434,763	72,159	1,707,882	122,413	2,337,219

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬3,567,648千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ生命保険株式会社	865,930	資産運用業

(注) 委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引 の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	56,400	生命保険業	(被所有) 直接 100.0	投資一任契約 事務委託 役員の兼務	運用受託報酬の受取	1,078,065	未収運用受託報酬	92,095
							出向者負担金等	2,077,037	未払費用等	56,763

当事業年度（自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引 の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	マニュライフ 生命保険 株式会社	東京都 新宿区	56,400	生命保険業	(被所有) 直接 100.0	投資一任 契約 事務委託 役員の兼務	運用受託 報酬の 受取	865,930	未収運用 受託報酬	71,086
							出向者 負担金等	1,698,468	未払費用 等	48,486

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香港 ドル) 2,840	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	事務代行	リエゾン 報酬	131,454	その他未 収収 益	16,696
						委任契約	投資助言 報酬	275,585	その他未 収収 益	22,387
						再委任 契約	再委託費 の支払	178,079	未払 費用	16,463
	Manulife Investment Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	(千米ドル) 61,038	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	再委任 契約	再委託費 の支払	431,604	未払 費用	212,163
	Manulife Investment Management Private Markets (US) LLC	Boston, U.S.A	(千米ドル) 19,954	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	事務代行	手数料報酬	9,600	前受 収益	67,204

当事業年度（自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香港 ドル) 2,409	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	事務代行	リエゾン 報酬	98,446	その他未 収収益	7,534
						委任契約	投資助言 報酬	269,858	その他未 収収益	46,933
						再委任 契約	再委託費 の支払	171,694	未払 費用	17,121
	Manulife Investment Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	(千米ドル) 61,038	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	再委任 契約	再委託費 の支払	506,495	未払 費用	268,637
	Manulife Investment Management Private Markets (US) LLC	Boston, U.S.A	(千米ドル) 19,954	有価証券等 に係る投資 顧問業務	なし	事務代行	手数料報酬	7,651	前受 収益	51,843
						再委任 契約	再委託費 の支払	139,544	未払 費用	65,343

(注) 1. 上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
- (2) 運用受託報酬の受取、投資助言報酬の受取、リエゾン報酬の受取、再委託費の支払等については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

マニユライフ生命保険株式会社（非上場）

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)	当事業年度 (自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日)
1 株当たり純資産額 1,952,193.17円	1 株当たり純資産額 2,262,688.67円
1 株当たり当期純利益金額 275,156.72円	1 株当たり当期純利益金額 341,129.43円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)	当事業年度 (自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日)
当期純利益金額（千円）	557,742	594,738
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	557,742	594,738
普通株式の期中平均株式数（株）	2,027	1,743

(重要な後発事象)

該当事項なし

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

第20期中間会計期間末 (令和5年9月30日現在)			
科目	注記番号	内訳(千円)	金額(千円)
(資産の部)			
I 流動資産			
1. 現金・預金			2,615,091
2. 前払費用			26,256
3. 未収運用受託報酬			370,773
4. 未収投資助言報酬			51,093
5. 未収委託者報酬			780,002
6. その他未収収益			184,747
7. 仮払消費税等	※1		89,183
8. 前払消費税等	※1		99,651
9. その他流動資産			6,789
流動資産計			4,223,589
II 固定資産			
1. 有形固定資産			35,695
(1) 建物	※2	24,473	
(2) 器具備品	※2	11,221	
2. 無形固定資産			5,353
(1) ソフトウェア		5,353	
3. 投資その他の資産			377,975
(1) 繰延税金資産		267,277	
(2) 敷金		110,415	
(3) 投資有価証券		283	
固定資産計			419,025
資産合計			4,642,615
(負債の部)			
I 流動負債			
1. 未払金	※1		669,756
(1) 仮受消費税等		210,530	
(2) 未払代行手数料		357,740	
(3) その他未払金		101,485	
2. 未払費用			399,294
3. 未払法人税等			130,278
4. 役員賞与引当金			155,767
5. 賞与引当金			364,445
6. 預り金			35,412
7. 前受収益			10,984
流動負債計			1,765,940
II 固定負債			
1. 役員賞与引当金			88,804
2. 賞与引当金			76,982
3. 長期前受収益			64,635
固定負債計			230,423
負債合計			1,996,363
(純資産の部)			
I 株主資本			
1. 資本金			140,500
2. 資本剰余金			85,500
(1) 資本準備金		85,500	
3. 利益剰余金			2,420,262
(1) その他利益剰余金		2,420,262	
(i) 繰越利益剰余金		2,420,262	
株主資本計			2,646,262
II 評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			△ 11

評価・換算差額等計 純資産合計 負債・純資産合計			△ 11
			2,646,251
			4,642,615

(2) 中間損益計算書

第20期中間会計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日)			
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
I 営業収益			
1. 運用受託報酬			724,591
2. 投資助言報酬			218,262
3. 委託者報酬			1,517,858
4. その他営業収益			163,501
営業収益計			2,624,215
II 営業費用			
1. 広告宣伝費			19,480
2. 調査費			161,812
3. 委託費			474,871
4. 支払手数料			589,451
5. 営業雑経費			12,680
営業費用計			1,258,295
III 一般管理費			
1. 給料			973,391
(1) 役員報酬		31,212	
(2) 給料・手当		477,941	
(3) 賞与		20,836	
(4) 賞与引当金繰入額		296,303	
(5) 役員賞与引当金繰入額		91,018	
(6) その他報酬給料		3,809	
(7) 福利厚生費		52,268	
2. 交際費			2,778
3. 旅費交通費			7,646
4. 租税公課			14,405
5. 不動産賃借料			54,051
6. 退職給付費用			20,379
7. 固定資産減価償却費			3,476
8. 業務委託費			29,907
9. 諸経費			35,438
一般管理費計			1,141,475
営業利益			224,444
IV 営業外収益			
1. 受取利息及び配当金			6
2. 雑収入			29
営業外収益計			36
V 営業外費用			
1. 雑損失			0
2. 為替差損			4,272
営業外費用計			4,272
経常利益			220,208
VII 特別損失			
1. 特別退職金			18,168
特別損失計			18,168
税引前中間純利益			202,040
法人税、住民税及び事業税			116,487
法人税等調整額			△ 10,652
中間純利益			96,206

(3) 中間株主資本等変動計算書

第20期中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	140,500	85,500	85,500	2,324,056	2,324,056	2,550,056	△ 6	△ 6	2,550,050
当中間期変動額									
中間純利益	－	－	－	96,206	96,206	96,206	－	－	96,206
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	△ 4	△ 4	△ 4
当中間期変動額合計	－	－	－	96,206	96,206	96,206	△ 4	△ 4	96,201
当中間期末残高	140,500	85,500	85,500	2,420,262	2,420,262	2,646,262	△ 11	△ 11	2,646,251

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 12～50年

器具備品 4～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから運用受託報酬、投資助言報酬、委託者報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、契約期間の総資産額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （令和5年9月30日現在）	
※1	消費税等の取り扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺せず、それぞれ、流動資産及び流動負債にて表示しております。
※2	有形固定資産の減価償却累計額 69,112千円

（中間損益計算書関係）

該当事項はありません。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	1,127株	—	—	1,127株

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間末（令和5年9月30日現在）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	283	283	—

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）現金・預金、（2）未収運用受託報酬、（3）未収委託者報酬、（4）未払金

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）金銭債権の当中間会計期間末日後の償還予定額

当中間会計期間末（令和5年9月30日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
（1）現金・預金	2,615,091	—
（2）未収運用受託報酬	370,773	—
（3）未収委託者報酬	780,002	—
（4）未払金	669,756	—
合計	4,435,624	—

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	283	—	283
資産計	—	283	—	283

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

金融商品の時価について、投資信託は基準価額によっております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

当中間会計期間末（令和5年9月30日現在）

（単位：千円）

区分	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託	283	299	△15
合 計		283	299	△15

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

当中間会計期間 （自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）	
運用受託報酬	724,591
投資助言報酬	218,262
委託者報酬	1,517,858
成功報酬	—
その他営業収益	163,501
	<u>2,624,215</u>

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 4 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 令和5年4月1日 至 令和5年9月30日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

（単位：千円）

香港	シンガポール	日本	その他	合計
286,735	33,742	2,243,170	60,565	2,624,215

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
円ハイブリッド債券インカム・ファンド（年1回決算型）	500,148	資産運用業
マニユライフ生命保険株式会社	386,107	資産運用業
マニユライフ・インベストメント・マネジメント（HK）リミテッド	284,861	資産運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 (自 令和５年４月１日 至 令和５年９月30日)	
１株当たり純資産額	2,348,049.52 円
１株当たり中間純利益金額	85,364.97 円
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 令和５年４月１日 至 令和５年９月30日)
中間純利益金額（千円）	96,206
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	96,206
普通株式の期中平均株式数（株）	1,127

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和5年5月31日

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和5年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注 1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和5年11月28日

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 水永 真太郎
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社の令和5年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和5年4月1日から令和5年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注 1) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年4月12日

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマニユライフ・米国銀行株式ファンド（資産成長型）の2023年7月21日から2024年1月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マニユライフ・米国銀行株式ファンド（資産成長型）の2024年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年7月21日から2024年1月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。